

第67回長崎大学学長選考・監察会議議事要旨

- 1 日 時 令和4年10月7日(金) 13:35～14:41
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室(一部委員は執務室等からwebで出席)
- 3 議 事

(1) 求めるべき学長像について

議長から、前回の求めるべき学長像を基に、学内委員において今回の求めるべき学長像の検討を行った旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料4-1及び資料4-2に基づき、求めるべき学長像の学内委員における検討状況とその案について説明があり、審議の結果、学内委員において再度検討し、次回の本会議で審議することとなった。

なお、委員から以下の意見があった。

- 全体的に簡潔に纏められており良いと思う。
- 社会から求められる「求めるべき学長像」より、本会議が選考するという大きな責任という観点から「求める学長像」が適当ではないかと思う。
- 長崎大学が掲げる「プラネタリーヘルスに貢献する大学」を、一過性のものとせず次期学長にも継承していただけるような記載として頂きたい。
- 前回の学長像は、「能力を有する」と記載されていたが、今回の学長像は「戦略を有する」との記載にシフトしているが、その理由はなぜか。
 - 学長として「能力を有する」というバックグラウンドを持っているのは当然で、今後は具体的に何をやるのか明確にし、それを周知するという観点から「戦略を有する」との記載に変更した。
- 「総合大学」との記載が無くなっているが、多様な学部・研究科を有する総合大学としての長崎大学の強みを発揮することができる学長の資質は必要かと思っている。

(2) 再任審査の実施について

議長から、再任審査の実施について、学長の任期4年目に他の候補者を立てずに再任審査を実施することとしており、令和3年10月7日開催の本会議において具体的実施方法の方向性が決定され、規則化を進めることが了承されていた旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料5-1及び資料5-2に基づき、これまでの本会議における再任審査に係る検討の経緯及び再任審査の流れの説明の後、資料5-3に基づき、それらを踏まえた長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 解任手続きについて

議長から、学長の解任手続きについて、解任プロセスの確認や見直しの検討を行いたい旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料6-1及び資料

6－2に基づき、これまでの本会議における解任手続きの見直しの経緯及び解任プロセスの見直し案の説明の後、資料6－3に基づき、解任プロセスの見直し案を踏まえた長崎大学学長の解任の申出に関する規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

以 上